

事例番号:340172

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第六部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

妊娠 32 週 1 日 前期破水のため入院

妊娠 32 週 6 日 超音波断層法で羊水過少を認める

#### 3) 分娩のための入院時の状況

管理入院中

#### 4) 分娩経過

妊娠 33 週 0 日

10:07-10:31 胎児心拍数陣痛図で明らかな異常を認めず

22:03- 胎児心拍数陣痛図で冒頭 20 秒程度、胎児心拍数 180-200 拍/分の所見を認め、それ以外は 60-80 拍/分程度と考えられる判読困難な波形を認める

22:09 携帯用の超音波断層法で徐脈

22:15 超音波断層法で目測 40 拍/分程度の心拍を認める

22:26 胎児機能不全の適応で帝王切開により児娩出

胎児付属物所見 臍帯巻絡あり(頸部 1 回)、羊水なし、胎盤病理組織学検査で絨毛膜羊膜炎 stage 2(Redline 分類)を認める

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:33 週 0 日

(2) 出生時体重:1600g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.23、BE -9.0mmol/L

(4) Apgarスコア:生後1分1点、生後5分7点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク)、気管挿管

(6) 診断等:

出生当日 新生児仮死

(7) 頭部画像所見:

生後15日 頭部MRIで大脳基底核・視床の信号異常を認め、低酸素性虚血性脳症の所見

## 6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医2名、小児科医1名、麻酔科医1名

看護スタッフ:助産師2名、看護師1名

## 2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、妊娠33週0日10時31分頃以降22時03分頃までのいずれかの時点から生じた胎児低酸素・酸血症が出生時まで持続したことによって低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考える。

(2) 胎児低酸素・酸血症の原因は、臍帯血流障害の可能性がある。

(3) 子宮内感染が脳性麻痺発症の増悪因子となった可能性はある。

(4) 早産児の特徴が脳性麻痺発症の背景因子となった可能性を否定できない。

## 3. 臨床経過に関する医学的評価(2020年4月改定の表現を使用)

### 1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

### 2) 分娩経過

(1) 妊娠33週0日21時45分に子宮収縮増強の訴えに対し、分娩監視装置を装着したことは一般的である。

(2) 妊娠33週0日の胎児心拍数陣痛図の判読(22時05分に胎児徐脈ありと判読)と対応(体位変換、超音波断層法実施、内診により臍帯脱出がないことを確認)、および手術室に移動し胎児機能不全の適応で帝王切開を決定したこ

とは、いずれも適確である。

(3) 帝王切開決定から 10 分後に児を娩出したことは適確である。

(4) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

(5) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

### 3) 新生児経過

(1) 新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管)は一般的である。

(2) 新生児仮死のため、当該分娩機関 NICU での管理としたことは一般的である。

## 4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

### 1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

妊産婦が下腹部痛を訴えた場合には、すみやかに胎児心拍数を確認することが望ましい。

【解説】本事例では、下腹部痛の訴えがある状況で、トレ歩行後に分娩監視装置を装着すると判断し、歩行後の胎児心拍数波形で異常波形が検出されていた。下腹部痛や子宮収縮は常位胎盤早期剥離の初期症状である可能性もあるので、すみやかに胎児心拍数を確認後に、トレ歩行を検討するなどの対応を行うことが望ましい。

### 2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 事例検討を行うことが望まれる。

【解説】児が重度の新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

(2) 医療スタッフは妊産婦や家族とより円滑なコミュニケーションが行えるよう努力することが望まれる。

【解説】本事例では家族からの疑問・質問が多くあり、また産科医からの事後説明に関する意見も寄せられている。

### 3) わが国における産科医療について検討すべき事項

#### (1) 学会・職能団体に対して

早産期の前期破水後まもなくして羊水過少を認め、新生児予後が不良であった事例を集積し、診療方針について検討することが望ましい。

#### (2) 国・地方自治体に対して

なし。